

## 監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、石川県知事から、監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があつたので、別紙のとおり公表する。

令和2年10月9日

石川県監査委員	焼田 宏明
同	増江 啓
同	山本 次作
同	奥村 豊美

(別 紙)

厚第1002号  
令和2年9月11日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和2年8月31日付け石監査第288-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

### 記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
公用車の交通事故が2件発生していた。 公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。	厚生政策課	過去2年の監査で連続して注意を受けたにもかかわらず、交通事故が複数件発生したことを重く受け止め、改めて全職員に対し交通法規を遵守するとともに、安全運転に万全を期するよう周知徹底を図りました。 今後このようなことのないよう、公用車使用時における安全運転励行の積極的な声掛けや同乗職員による安全確認の補助など安全意識の向上に努めるとともに、公用車を運転する機会が多い職員には、自動車運転技術向上研修を受講させることとします。

河第783号  
令和2年9月11日

石川県監査委員様

石川県知事 谷本正憲

令和2年8月31日付け石監査第288-1号で提出のあった監査の結果に基づいて、下記のとおり措置したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

### 記

指摘事項	機関名	監査結果に基づいて講じた措置
<p>公用車の交通事故が発生していた。</p> <p>公用車の運行に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意すること。</p>	河川課	<p>2年連続で交通事故が発生したことを重く受け止め、公用車の運行には、交通法規の遵守及び安全運転に万全を期するよう、改めて全職員に注意喚起しました。</p> <p>また、公用車を使用する職員に対する安全運転の積極的な声かけや、自治研修センターが行う「自動車運転技術向上研修」の受講を勧めるなど、運転技術の改善・向上にも努めています。</p> <p>今後このようなことがないよう、公用車の運転に際しては、安全運転に万全を期するよう十分注意し、交通事故の防止に努めます。</p>